

【別添1】報告区分・方法・様式一覧表

令和5年5月8日適用

報告区分	報告方法	報告様式
第一種感染症	<p>1 学校（幼稚園）の報告</p> <p>(1) 発生時…電話で一報、メール等で速報後、速やかに文書番号付き文書で報告</p> <p>(2) 経過…メール等で速報（文書番号付き文書は省略可）</p> <p>(3) 終結時…速やかに文書番号付き文書で報告</p> <p>(4) 定期報告…1か月分を翌月10日までに報告</p>	<p>様式1・様式3-①(過去3日分)※</p> <p>様式3-②</p> <p>様式4-①・様式4-②</p> <p>(様式3-①・3-②添付)</p> <p>【市町村立学校】様式5</p> <p>【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム</p> <p>報告方法1の(1)～(3)に同じ</p> <p>様式6</p>
	<p>2 市町村教育委員会の報告</p> <p>(1) 発生時等…電話で第一報、メール等で速報又は速やかに文書で報告</p> <p>(2) 定期報告…学校からの報告を集計しその月の20日までに報告</p>	
	<p>3 報告経路</p> <p>(1) 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 ※(注1) → 県保健体育課 保健所</p> <p>(注) 学校から速報があった場合は、市町村教育委員会及び教育事務所は、電話で第一報を入れるとともに、上記経路でメール等で速報する。</p> <p>※(注1) 教育事務所は、市町村教育委員会からの定期報告を取りまとめて、その月の末日までにメール等で保健体育課へ報告</p> <p>(2) 県立学校 → 県保健体育課 保健所</p>	
第二種感染症 及び 第三種感染症	<p>1 学校の報告</p> <p>定期報告…1か月分を翌月10日までに報告</p>	<p>【市町村立学校】様式5</p> <p>【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム</p> <p>様式6</p>
	<p>2 市町村教育委員会の報告</p> <p>定期報告…学校の報告を集計しその月の20日までにメール等で報告</p>	
	<p>3 報告経路</p> <p>(1) 市町村立学校 → 市町村教育委員会 [様式5] [様式6] 市町村教育委員会 → 教育事務所 ※(注1) → 県保健体育課 保健所</p> <p>(2) 県立学校 ※(注2) → 県保健体育課 保健所</p> <p>※(注2) 学校欠席者・感染症情報システムへの入力により、県立学校から県保健体育課・保健所への定期報告は不要。以下同じ。</p>	
結核	<p>1 学校の報告</p> <p>(1) 発生時…電話で第一報を入れるとともに、メール等で速報</p> <p>(2) 定期報告…第二種感染症に同じ</p> <p>(3) 定期外健康診断の実施予定及び実施結果…速やかに報告</p>	<p>様式7</p> <p>【市町村立学校】様式5</p> <p>【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム</p> <p>別記様式1、別記様式2</p>
	<p>2 報告経路</p> <p>(1) 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 教育事務所 ※(注1) → 県保健体育課 保健所</p> <p>(2) 県立学校 ※(注2) → 県保健体育課 保健所</p> <p>*定期外健康診断の実施予定及び実施結果については、保健所への報告は不要</p>	
麻しん	<p>1 学校の報告</p> <p>(1) 発生時…電話で第一報を入れるとともに、メール等で速報</p> <p>(2) 定期報告…第二種感染症に同じ</p>	<p>資料4-1</p> <p>【市町村立学校】様式5</p> <p>【県立学校】学校欠席者・感染症情報システム</p>
	<p>2 報告経路</p> <p>埼玉県麻しん対策マニュアルを参照し、「麻しん患者発生報告書兼患者発生状況一覧表」[資料4-1]を作成し、以下の報告経路により報告</p> <p>ア 市町村立学校 → 市町村教育委員会 → 県保健体育課 教育事務所 保健所</p> <p>イ 県立学校 ※(注2) → 県保健体育課 保健所</p>	

